最高裁判所を中心に司法制度について

大橋 正春

ただ今御紹介いただきました大橋です。私は、

約四○年間弁護士業務に従事した後、平成二四年

高裁判事としての職務を務めました。昨年三月に二月に最高裁判事に任命され、五年一ヶ月ほど最

今日は、最高裁判所を中心に、日本の司法制度います。

についてお話ししたいと思います。

一、日本の裁判所

(裁判所の組織)

たものです。最初に、これに基づいて日本の裁判資料2ページは、日本の裁判制度の概要を示し

制度について見ていきたいと思います。

所、四三八の簡易裁判所があります。地方裁判八つの高等裁判所、五〇の地方裁判所・家庭裁判裁判組織としては、現在、一つの最高裁判所、

所・家庭裁判所・簡易裁判所はいずれも第一審の

裁判所ですが、 重によって役割を分担しています。 地方裁判所と簡易裁判所は 家庭裁判所は家事事件 事件 少年 事件 0) 軽

関する控訴等の申し立ては高等裁判所に対して行 なっています。 の申し立ては、 いますが、簡易裁判所の民事事件に関する控訴等 し立てることができます。 第一審の裁判に不服な当事者は控訴 地方裁判所に対して行うことに 家事事件 刑事事件に 抗告を申

(日本の: 裁判官

事が置かれています。高等裁判所には、 最高裁判所には、 これらの裁判所で裁判をするのが裁判官です。 最高裁長官と一四人の最高裁判 各庁に高

裁長官一人と判事及び判事補、

地方裁判

所

家庭

すと、 判事が置かれています。裁判官の数を定数で見ま 裁判所には判事及び判事補 判事が約二〇〇〇人、 判事補が約一〇〇〇 簡易裁判所には 簡

簡裁判事が約八○○人となっています。

最高裁長官、

高裁長官は官としての名称で、

地

裁所長、 よって高裁長官に任命され、天皇陛下の認証 たがいまして、 家裁所長は、官名ではなく職名です。 高裁長官になるときは、 内 を受 閣

長官に補職されます。 おり、 なお、 裁判所には、 その総数は定数で二万人を超えてい 裁判官の他に 般 職

0

職

ま

が

には、 対し、 が とができます。 する不服申し立ては最高裁判所に対して行い のとされています。 対する不服申し立ては高等裁判所に対して行うも 高等裁判所が控訴審などとして行った裁判に対 地方裁判所が控訴審などとして行った裁判に さらに最高裁判所に不服申し立てをするこ 高等裁判所が 憲法違反等を理由とする場合 上告審等として行った裁判に 、ます

けた後、

最高裁によって八つの高裁のいずれかの

になります。

日本の裁判官制度は、大陸法の制度に倣って、す。このうち書記官が一万人弱となっています。

の後、 は、 て採用されます。 61 わ 通常、 ゆるキャリア制を採用しています。 判事として採用されます。 司法修習を終了しますと、 判事補としての一〇年間 判事補 判事補とし の間 裁判官 0 勤務 は、

約三年ごとに、日本全国の裁判所を転勤すること

こにいらっしゃる方は御存じかもしれませんが、ごとに再任の当否が問われることになります。こ判事・判事補の任期は一○年ですので、一○年

なったこともありました。現在では、外部委員をて再任が拒否されたと受け止められ、政治問題とかつては青法協問題があり、思想信条を理由とし

要件とされています。裁判官の任命・再任手続きの任命・再任に当たってはこの委員会への諮問が含めた裁判官指名諮問委員会が設置され、裁判官

が、そのことが問題化することは非常に少なく結果として再任されない方も出てくるわけですは、指名諮問委員会で再任不可の意見が出され、の透明化が図られているわけです。一年に何人か

(裁判官のキャリアパス)

キャリア制の下では、

裁判官は年齢を増すにつ

なっています。

組織の中で出世していくことになります。例えれて、用語が適切かどうかの問題はありますが、

は、一九七七年に司法修習を終了して判事補に任ば、現在、最高裁長官の職にある大谷直人裁判官

裁勤務を経て、一九九五年に司法研修所教官とな八九年に最高裁調査官となり、一年ほどの東京地書記官研修所教官、富山地裁・家裁を経て、一九官しました。初任地は東京地裁でした。その後、

りました。その後は、

最高裁刑事局課長を経て、

高裁

判

事、

地裁部総括、

地裁所長

高 裁長

官 事、

報

れぞれ順調

司

部総括となり、二〇〇二年に最高裁秘書課長兼広 1000年に東京高裁判事、 続 61 て東京地裁 刑 事

年に大阪高裁長官、二〇一五年に最高裁判事とな 事局長に就任しました。それから、 報課長、二〇〇五年に刑事局長、二〇〇七年に人 を経て、二〇一二年に最高裁事務総長、 静岡地裁所長 __ 几

り、二〇一八年に最高裁長官に就任しました。 このように、 裁判実務関係では、 判事補から判

関係では、 課 長 最高裁判事、最高裁長官へ、また、 刑事 事務総局 局長、 人事局長、 の刑事局課長、 事務総長 秘書課長・ 司法行政 へと、 そ 広

パ 法と行政の違いはあっても、 ター ンをたどっているように思います。 に出世していることがわかります。 他の役所と似た出世

アメリカの 裁 (判官)

地裁 て、 ではなく、全く別に任命されます。 所の裁判官は、 メリカでは、 アメリカの最高裁判所の九人の裁判官の の裁判官として任命されます。 連邦地裁の裁判官が昇任するわけ 連邦 地方裁判所の裁判官は 連邦控訴 したがい 中 まし 連

ば、 は、 裁判官経験のない人も混じっています。 ケーガン判事は、 ハーバード大学教授の 例え

に就任しています。ただ、 訟務長官を経て、 裁判官の経験なしに最高裁判事 日本でも最高裁判所だ

ています。 けは裁判官経験のない人が任命される制度に の中で、 誰が最も偉い 連邦地 裁から連邦最高裁まで のかという感覚は、 0 日本と 裁判官 なっ

は全く異なっているように思います。

この点が、

アメリカと日本の

裁判制

度 0

間

最も大きく異なっていることの一つであると思い

ます。

公務員削

減の政府方針は、

裁判所にも

同様にか 他方で、

判官を増員する必要があるわけですが、

としては、裁判実務強化の要請に応えるため、

裁

めて大きいことが裁判所予算の特徴です。裁判所

裁判所予算

す。 八四%を占めています。 なっています。うち、人件費が二六六六億円で、 資料3ページは、 平成二九年度の裁判所予算は三一七七億円と 裁判所の予算を示したもので 人件費の占める割合が極

す。 所は非常に困難な立場に立たされることになりま かってきます。こうした二つの要請の間で、 裁判

般職の職員の数を削減し、 その解決方法として現在採られているのが、 他方で裁判官の増員を

任官した平成二四年当時、 ろで出てきています。 例えば、 各最高裁判事に秘書官 私が最高裁判事に

図るという方策です。この影響はい

ろい

ろなとこ

が、 成する五人の裁判官に配属される事務官は四人に りでしたが、事務官については、 なっていました。 人と事務官一人が配属されていました。ところ 退官する頃になりますと、 将来的には三人にする予定であ 秘書官は従前 第三小法廷を構

ると聞いています。

以下になっており、 ことになります。この数値は、 〇・七六一%でしたので、 平 裁判所予算の占める割合は○・三三%とい 成二九年度の国家予算は九七兆円余でしたの しかも減少傾向にあります。 五〇年ほどの 昭和四〇年度には 間に半分

既済事件数の推移

資料4ページのグラフは、

裁判所が年間に処理

した事件数を示したものです。

左側が民事関係事件で、 通常民事事件

行政

最高

件

・家事事件が含まれています。左から、

49

ことになります。

います。最高裁の事件数は相対的に見ると小さい裁、高裁、地裁と家裁の合計、簡裁の順になって

が七七二六件、高裁が四万件、地裁・家裁の合計ん。平成二八年度について見てみますと、最高裁ため、このグラフではほとんど表示されていませ

裁判所全体では、約二五〇万件の事件を処理したが一六一万件、簡裁が八五万件となっています。

と思います。

件で、 件 含まれています。平成二八年度の刑事関係事件の 処理件数は、 地 側が刑事関係事件で、 裁判所全体では一〇八万件強となっていま 裁・家裁の合計が三六万件、 最高裁が三七五一件、 刑事事件と少年事件が 簡裁が七 高 裁 が一 万 万

ています。

す。

一、最高裁判所の概要

(1) 最高裁判所の役割

ここから、最高裁についてお話ししていきたい(法令等の憲法適合性判断)

なっています。このことは最高裁の役割に関係し高裁が処理する事件数は極めて限られたものと裁判所が処理する事件数全体から見ますと、最

立法審査権と呼ばれます。 を決定する権限を有する終審裁判所である」 審院にはなく、 めています。 命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないか 憲法八一条は、「最高裁判所 これが最高裁の第一 日本国憲法が、 この は、 アメリカの連邦最 権限は、 の役割で、 切 の法 戦前 と定 違憲 の大

最高裁の第二の役割は、

法令の解釈適用を統

、法令の解釈適用の統

す。

高裁判

所が判例として認めてきたものを明文の規

廷決定は、婚外子の法定相続分を嫡出子の二分の これは、 定で定めたものです。平成二五年九月四日の大法 一と定める民法の規定を違憲と判断しましたが、 憲法の定めるこの権限を行使したもので

> 高裁は法令の解釈適用の統 上の拘束力があり、こうした拘束力を通じて、 一を図っています。 最

従来、下級審の間で判断が分かれていました。こ 会の錯誤がどのような効果を持つのかについて、 知らずに信用保証協会が保証した事案に関し、協 例えば、主債務者が反社会的勢力であることを

日の判決で、「たとえそれが表示されていても、 の点に関し、第三小法廷は、平成二八年一月一二

当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とさ

為の要素の錯誤に当たらない」と判示しました。 れたものと認められない限り、 その錯誤は法律行

当事者が、そのことを信用保証契約を行う際 の基

主債務者が反社会的勢力であった場合、

礎としているかどうかが問題になるとして、 保証契約に関する民法九 五 条の 解釈の統 を図 信

するという判例拘束性の原則は採用されてい に見られるような、 することです。我が国では、アメリカやイギリス 最高裁の判例が下級審を拘束

ませ

つまり、

をした場合には、上告審である最高裁が当該判決 を破棄する可能性 しかし、 下級審が最高裁の判例と異なる判断 が高い ため、 下級審としては

特別

0)

)理由が

ない

限り、

最高裁の判例に従うこと

ました。

かれていましたが、この判決が出たことで問題が

それまで裁判所によってかなり見解

が分

になります。その意味で、最高裁の判例には事実

51

す。これは、憲法適合性の問題でも、

法令解釈の

解決されることになりました。

個別事案の救済

認がある」として無罪を言い渡したものがありま 法廷が、平成二九年三月一〇日、「重大な事実誤 審で有罪とされた元アナウンサーに対し、第二小 具体的な例としては、窃盗罪に問われ、一、二 最高裁の第三の役割は、 個別事案の救済です。

認があったことを認めて、 たことになります。 個別事案の救済を行っ

だけが問題となった事案です。最高裁は、事実誤 問題でもなく、事実認定が適切であったかどうか

(まとめ)

わるものであり、最高裁の役割としては極めて重 第一の違憲立法審査権は、立憲主義の根幹に関

要なものですが、現実に行使されることは多くあ

りません。

も関心の高いものです。三審制の下で、「まだ最 高裁がある」という言葉を聞くことも少なくあり 第三の個別事案の救済は、当事者にとっては最

ません。個別救済は非常に重要ではありますが、 制度上は、最高裁の主な役割と言うことはできま

せん。

る事件」であり、原審に法令解釈上の誤りがある の解釈に関する重要な事項を含むものと認められ

うものではありません。また、刑事訴訟法では としても、常に最高裁が取り上げて破棄するとい

すると認めるとき」とされています。つまり、法 令解釈の誤りや事実誤認があったとしても、 最高裁が法令違反や事実誤認で原判決を破棄する のは、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反

民事訴訟法では、最高裁が判断するのは

取り上げる必要がないとされてい るわけです

ます。 て、 る判断がある事件」を上告受理申し立て理由とし 適用の統一が最も重要な最高裁の役割となっ あっても主要なものではなく、第二の法令の解釈 したがいまして、第一と第三の役割は重要では また、 民事訴訟法が「最高裁判所の判例と相 刑事訴訟法が「最高裁判所の 判例 てい と相 反す

7

いるのはその表れと言うことができます。 反する判断をしたこと」を上告理由として定めて

く正義に反するようなことがない限り、 最高裁 ĺ

うことについてお話ししたいと思います。

解釈に関する見解の相違と疑義を裁判手続きに 憲法裁判所とは、 憲法裁判、 すなわち、 憲法

0

よって解決するために設置される裁判所を意味

を

も言えますが、狭い意味では、 持っており、広い意味では憲法裁判所に当たると 61 ・ます。 日本の最高裁は、 違憲立法審 通常の裁判所とは 查 権

別に、憲法裁判のみを担当する裁判所を憲法裁判

所と呼んでいます。

(2) 憲法裁判所

憲法裁判所とは

法裁判所を設置すべきであると主張される方もお られますので、以下で、憲法裁判所とは何かとい 申し上げました。この点に関連して、 先に、最高裁は違憲立法審査権を持っていると \exists 本でも憲

海外の憲法裁判 所

ラン・ イツ・フランス・イタリア・ロシア・チェ オー の国で憲法裁判所が設置されています。 ンガリー 最 初 ストリアの憲法裁判所ですが、 エジプト・ の憲法裁判所は、 韓国 コロンビア・ペル 台湾・インドネシア・タイ 九一 九年に設置された ーなど、 現在では 韓国で コ ・イ K

所 は、 の判 朴槿恵前大統領の弾劾に当たって、憲法裁判 断 が注目されたことがありました。

関で法律問題に従事した者、又は、弁護士資格を 察官・弁護士、 三年以上裁判官であった者とされてい 上の者で、うち六人については連邦上級裁判所で ずれもその経験が一五年以上であることが要件と ドイツでは、 有し、大学の助教授以上の地位にあった者で、 は法曹経験を要件としているようです。 なりますが、ほとんどの国では、法曹資格あるい 憲法裁判所の裁判官の任命資格は国によって異 韓国では、 裁判官に就く資格を有する四○歳以 弁護士資格を有し政府又は公的機 四〇歳以上で、現職の裁判官 例えば、 ます。 · 検 (V ま

他、

直接的・間接的に基本権が侵害されたとし

領 とされています。 ・国会・最高裁所長が各三人ずつ指名すること

的な法令適用の前提としての具体的法令審査 の審査である抽象的規範審査、 分かれて活動しています。法令自体の憲法適 五一年に設置され、一六人の裁判官が二つの部に K イツの憲法裁判所は非常に有名ですが、 他の裁判所の 一九

)具体

0

合性

続きで、二〇一六年には五六一〇件の申立てがな を持っています。この憲法訴願は最も一般的 されたとのことです。 て、 る例はそれほど多くないようです。 一般私人が提訴する憲法訴願を審査する権限 なお、憲法訴願が認められ な手

、違憲立法審査制度の二類 型

るような憲法裁判所型と、 違憲立法審査制度には、 アメリカや日本のよう ドイツや韓国で見られ

されています。

になりますと、

法律制定時

の争い

の繰り返しとな

があります。

他方、

法律が制定された直後の

争い

り、

政治問題として処理される危険が大きいとい

裁判所が通常事件の審理に関連して憲法判断を行な付随的違憲審査型があります。後者は、通常の

うものです。

憲法問題が比較的早く解決されるというメリット的事件を離れた法令審査が可能となりますので、デメリットがあります。憲法裁判所型では、具体では、の二つの型には、それぞれにメリットと

うデメリットがあります。

め、慎重な審査が可能になるというメリットがあ見えていなかったいろいろな事実が現れてくるたただし、時間がかかることによって、立法当時は表にかかるまでにどうしても時間がかかります。

イツ・韓国型の憲法裁判所を設置することは難しておりますので、この二条を改正しない限り、ドを禁止し、八一条で最高裁に合憲性審査権を与えを禁止し、八一条で最高裁に合憲性審査権を与え

(3) 最高裁判所の裁判官

いと考えられます。

最高裁は、最高裁長官と最高裁判事(裁判官の任命要件)

成されています。最高裁長官は、内閣の指名に基最高裁は、最高裁長官と最高裁判事一四人で構

し、天皇の認証を経ることとされています。

最高裁長官、

最高裁判事の任命資格は裁判所法

づいて天皇が任命し、

最高裁判事は、

内閣が任

命

養、年齢四○歳以上が要件となっています。興味四一条に定められており、高い識見、法律の素

判官・弁護士等の法律専門職にあったことが要件深いのは、一五人のうち少なくとも一○人は、裁養、年齢四○歳以上が要件となっています。興味

切な制度設計ではないかと思われます。

問題解決の最終判断をすべき最高裁裁判官に充て すが、公務員試験と司法試験が全く別の制度とし 意味しています。 て作られている我が国の実情を踏まえますと、 ることが適切なのかどうかという議論は 人までは法律専門職以外の者も任命できることを 法律専門職ではない人を、 あり得ま 法律 適

とされていることです。これは言い換えれば、

Ŧi.

士

局長官、 ということになります。 幸裁判官と林景一裁判官は法律専門職 出身として整理しています。行政官出身の 士登録をされておりますので、ここでは、 林裁判官は外務省出身です。 山本裁判官は 現在、 以外 元内閣 弁護・ 0 Ш 法制 本庸 出

すので、 うち、最も若く任命された岡部喜代子裁判官は、 年齢によって異なります。 最高裁の裁判官の定年は七○歳となっておりま その任期は、 個々 現在在職中の の裁判官の任 裁判官の 命時 期

人の裁判官のうち三人が女性です。

Ŧ

ます。 五歳で任命されますので、 ヶ月余となります。ほとんどの裁判官は六四 なお、私の場合は、 任期 任期は ば 五年一ヶ月でし 五~六年となり

任命時に六一歳一ヶ月でしたので、任期

は八年

入江俊郎裁判官の一八年四ヶ月で、 た。ちなみに、これまで最 も任期が長か 最も 短か 0 た 0 0 ú た

(最高裁の構成

官出身者が六人、〇の弁護士出身者が四人、 を表したものです。 資料7ページは、 出身別に見ますと、 現在 一の最高裁の裁判官の (C) □ の 裁判 構 成

口厚裁判官は、 ☆の学者出身者が一人となっています。 検察官出身者が二人、※の行政官出身者が二人、 元々は東京大学の刑法の教授です なお、 山

学者出身とも言えるわけですが、

後に弁護

のは、

最高裁発足当時に任命された一五人の一人

で、依願退官した庄野理一裁判官の一〇ヶ月余り

(アメリカの場合)

期間 れば、任期は三〇年ということになります。 ロバー 自分が辞めると言わない限り、いつまでも最高裁 は任期がありません。裁判官は終身制ですので、 で長官に任命されました。仮に八○歳まで在任す 宣言することができる権限を持つとともに、 なぜなら、彼らは、法令や大統領の行為の無効を 日本に比べて政治問題化しやすい面があります。 の裁判官として活動することができます。現在 アメリカでは、連邦最高裁の裁判官の任命は 日本と異なり、アメリカの連邦最高裁の裁判官 が非常に長いためです。 ツ連邦最高裁長官は、二〇〇五年に五〇歳 ある大統領が、 自分 在任 0)

は、必ずしも自分を任命した大統領と同じ考え方おもしろいところですが、連邦最高裁の裁判官があるためです。ただ、ここが邦最高裁の裁判官の任命が政治問題化しやすいの邦最高裁の裁判官の任命が政治問題化しやすいの

(任命・認証の手続き)

で行動するとは言えないように思います。

の左側の写真は長官の任命式、右側の写真は判事事は天皇陛下から認証を受けます。資料8ページ最高裁長官は天皇陛下から任命され、最高裁判

の認証式のものです。

する人も出てくるようです。これは、最高裁裁判いことであり、また緊張する結果、思わぬ対応を内庁の担当者から説明と注意があります。慣れな任命式や認証式に臨むに当たっては、事前に宮

と同じ考え方の裁判官を任命しますと、大統領を

こしていた人もいたようです。

官のことではありませんが、「天皇陛下とにらめっ葉をかけられても返事をしないように」と事前に注意を受けていたにもかかわらず、天皇陛下からます」と答えた人もいたようです。あるいは、天皇陛下からお言とではないかと思い、しばらく天皇陛下からお言

三、最高裁判所における審議

(大法廷における審議)

法廷として活動します。 法廷として、又は、五人の裁判官で構成される小法廷として、又は、五人の裁判官全員で構成される大

すが、大法廷の写真です。大法廷は一五人の裁資料9ページは、ご覧になった方も多いと思い

間の経過により、古い裁判官が退官し、新しい裁 次振り分けられます。最も古く任命された人は長 任順、つまり任命された順に、長官の右、左に順 ます。 判官全員が関与するもので、長官が裁判長になり 人から、「大橋さん、ずいぶん中の方になってき に近づいていきます。私も、在官中、い 判官が任命されますと、座る席がだんだん真 から最も遠い左端に座ることになります。 官の右隣に座り、 大法廷の席の並びは、長官を中心にして先 最も新しく任命された人は長官 ろい 在任期 ・ろな ん中

ないということもあったようです。せん。かつては、年間を通じて大法廷事件が全くましたが、最近では、年に数回程度しか開かれまましたが、最近では、年に数回程度しか開かれてい

たね」と言われました。

ので、第二小法廷は四人の裁判官で事件を処理す

長官は原則として小法廷事件に関与しません

す。

(小法廷における審議)

法廷で処理されることになります。小法廷は第一したがいまして、最高裁の事件はほとんどが小

7ページのとおりです。 構成されています。現在の小法廷の構成は、資料 から第三まで三つあり、それぞれ五人の裁判官で

長官は第二小法廷に属することになっていま7ページのとおりです。

張感があると第二小法廷の裁判官が言っていましるおそれがありますので、ある種、他とは違う緊ることになります。四人ですと、二対二に分かれ

をとっておりませんので、全ての小法廷があらゆ所が扱います。これに対して、最高裁は専門部制裁では専門部がありますし、家事事件は家庭裁判ます。地裁や高た。

果、全ての裁判官があらゆる種類の事件を扱うこる種類の事件を扱うことになっており、その結

とになります。

事件の配点は一定の基準に基づいて機械的に行

るか、また、どの裁判官が主任になるのかは、全われますので、どの事件がどの小法廷に配点され

資料10ページに掲げた五つのケースに該当するくの偶然に左右されることになります。

性に関する判断をすること、違憲判断をするこ具体的には、当事者の主張に基づいて憲法適合場合は、大法廷で事件を扱うことになります。

ります。なお、現在では、既に大法廷により合憲と考えられたときは、大法廷に回付することになせん。小法廷の審議の過程でこうした判断が必要と、判例変更をすることは、大法廷でしかできま

あって、以前は大法廷事件が多かったのだと思い場合は全て大法廷にかかっており、そのこともたため、当事者の主張に基づいて憲法判断をするす。当初の裁判所法にはこのような規定がなかっ

れることになります。

裁判が相当と認められる場合も、大法廷に回付され、デッドロックに乗り上げた場合、大法廷でのれ、デッドロックに乗り上げた場合、大法廷での

ます。

い主張と考えられるケースにおいて用いられま学説等に照らして明らかに採用することができなケースの他、実体判断が必要であっても、判例・受理申し立て理由を満たしていないと判断される較的簡単な事件、つまり、法定の上告理由や上告

が、主任裁判官から始まって各裁判官に順次回さす。持ち回り審議では、記録と調査官の報告書

裁判官の押印がそろったところで、合議が成立しの旨を押印で示して、次の裁判官に回します。全れます。調査報告書の示す結論でよいときは、そ

たものとして扱います。

を書く小法廷で、主任裁判官がメモを作成し、必かし、私が属していた第三小法廷は伝統的にメモは、裁判官が直接対話することはありません。ししたがいまして、持ち回り審議の事件について

持ち回り審議であっても、主任裁判官や他の裁判要ならば、他の裁判官もメモを追加しますので、

(小法廷の審議方法)

審議の二つがあります。の方法には、大きく分けて、持ち回り審議と正式の方法には、大きく分けて、持ち回り審議と正式のかについてお話しします。小法廷における審議がどのように行われている

め頃から行われるようになった審議方法です。比持ち回り審議は、昭和の終わりないし平成の初

官の考えを知ることができました。

三つの小法廷は全く独立しており、

他の小法廷

年当時は、そうした情報が全くなく、夕刊を見りました。しかし、私が最高裁に入った平成二四りましたりするという情報が回ってくるようになが別を出したりするという情報が回ってくるようになが何をしているのか、ほとんどわかりません。最

異なったやり方をしていました。「三つの裁判所また、例えば、裁判官の合議に調査官を入れるかおる小法廷は一切入れない、ある小法廷は常に入れる、ある小法廷は一切入れない、ある小法廷は常に入れるがよるがはの動きを知るような状況でした。

官が審議室(評議室)に集まって口頭で議論しま正式審議は審議室審議とも呼ばれ、五人の裁判まさにそのようなところがあります。

があるみたいだ」と言った裁判官がいましたが、

ものです。正式審議では、各裁判官は、あらかじ料11ページの写真は第三小法廷の評議室を撮ったす。各小法廷が一つずつ評議室を持っており、資

め原判決・一審判決、

上告趣意書・理由書等、

調

ある場合には、メモを作成して事前に配付するこ他の裁判官に配付します。他の裁判官も、意見が調査報告書とは別に審議メモを作成して、事前に

裁判官が事件について何を考えているか、ある程

り方のようですが、とになっています。

実際の審議に入る前に、

他

時間が比較的短いのが従来からの特徴となってい度わかっておりますので、第三小法廷では、審議

ます。

出ず、何度か審議が繰り返されることがあり、そ難しい事件になりますと、一回の審議で結論が

これは、第三小法廷だけのや

メモを作成することになります。私の経験でも のような場合は、各裁判官は必要に応じて追加の

がありました。一ヶ月に一回ですから、五ヶ月か 同じ事件について審議が五回ぐらい行われたこと

作成したメモが全部で二〇通以上になりました。 かったことになります。このときは、各裁判官の

由についても何も書かずに終わりました。

たい。

単に上告棄却・上告不受理というものでした。理 これだけ時間を費やして審議した事件の結論は、

、判決から窺える審議の模様

審議では、

時には激しい議論が闘わされること

があり、 判決からそれが窺えることがあります。

古典的な例としては、資料12ページに掲げた尊属 見があります。ここには次のようなことが書かれ 判官の反対意見に対する齋藤悠輔裁判官の補足意 傷害致死事件における真野毅裁判官 ·穂積重遠裁

ています。

手な我儘を基底として国辱的な曲学阿世の論を展 要するに民主主義の美名の下にその実得手勝

観念を温存したことになり、また、何が古いワク 一論者よ、以上の改正がどうして親殺し重罰

0

開するもので読むに堪えない。」

をそのま、にしたのであり、更に何が立法として 筋が通らないのであるか、休み休み御教示に預

ではないかと思えますが、実際には三人は仲がよ これを読みますと、ほとんどけんかしているの

かったという話もあります。

判官は、「あんまり馬鹿なことを頑張るものだか ます。また、 ら、六法全書をたたきつけたりした」と述べてい たようで、裁判官から最高裁に入った岩松三郎裁 実際に、最高裁発足当時の合議は相当激しかっ 河村又介裁判官は、「合議の席で

返した」という漫画のような風景もあったことをだ。バカならわかるがバカタレとは何だ』と言い

『バカタレ』というと、

相手は『バカタレとは何

述べています。

とを窺わせるものがあります。例えば、犯行時に最近の判決でも、意見の激しい対立があったこ

判する激しい補足意見を書いています。

官が反対意見を書き、金築誠司裁判官がこれを批

二月二〇日の第一小法廷判決では、宮川光治裁判

ように、現在でも激しい個別意見が書かれること男裁判官が激しい補足意見を書いています。この男裁判官が激しい補足意見を書いています。この男裁判官が激しい補足意見を書いています。このまた、広島市暴走族追放条例に関する平成一九

はあるわけですが、少なくとも私の知っている限

ことはなく、紳士的に議論が行われていると思いり、合議で「バカタレ」などの言葉が交わされた

ます。

(最高裁判事の執務状況)

ているのかについて、私の例でお話ししたいと思ここで、最高裁判事が日常どのような仕事をし

います。

資料13ページに挙げた数字は、

となった、光市母子殺害事件に関する平成二四年

未成年者であった被告人に対する死刑適用が問

題

ありますが、全体としてはそれほど大きな違いは私自身が実際に処理した事件数とは若干の齟齬が在任中に、第三小法廷が処理した事件の数です。

ここにありますように、五年余りの間に、民

ありません。

す。一年の労働日数を二二○日と考えれば、一日○○件、合わせて一三七○○件を処理していま事・行政事件で約八九○○件、刑事事件で約四八

私の五年余りの

最高裁裁判官の忙しさを表す言葉として、

藤田

いうのが最高裁裁判官の日常です。

われました。 宙靖裁判官は

裁判官室でひたすら事件関係の書類 席を離れる暇がないことをこのよう

「席の冷める暇がない忙しさ」と言

を読み続け、

審議 ます。こうして一日を過ごし、夕方に退庁すると ます。 もってひたすら持ち回り審議事件の処理に専念し 打ち合わせが済みますと、すぐに記録読みに入り 朝出勤して裁判官室に入りますと、 第一○件ほど既に用意されており、 合議や法廷がない限りは、 部屋に閉じこ 持ち回

最高裁調査官の役割

当たり一二件余りの事件を処理したことになりま n こで、最高裁裁判官を補佐する者として置かれて つ一つの事件を細かく見ることはできません。そ 最高裁裁判官は、このように非常に忙しく、

席以下四一人です。アメリカでは、 比較的若い 人

いるのが最高裁調査官です。調査官の定数は

首

がロークラークとして裁判官を補佐しているよう ですが、日本では、二〇年程度の経験を持った裁

属する形になっておりますが、日本の調査官と裁 判官が調査官に就任しています。 のロークラークは各裁判官が選任し、裁判官に専 また、 アメリカ

判官は、 事件によって組み合わせが変わります。

す。 調 調査報告書は、 査官は、 記録を読んで調査報告書を書きま 裁判官が事件の概要を知るこ

ます。ここでは、事件の事実関係、 とができるように、 全ての事件について作成され 第一 審判決

思います。

をこなしていることをぜひ御理解いただきたいと

に表現したものです。

最高裁裁判官が膨大な仕事

原審判決、上告理由・趣旨、 関連する学説等が整

するのが適切か、 あるいは破棄した方がよい かな

どの意見が述べられることもあります。

理され、さらに、

時には、

結論として原審を維持

席します。 また、調査官は、大法廷及び小法廷の合議に陪 もっとも、 調査官は裁判官の指示がな

色

い限り発言しません。

ようなものもあります。 見ますと、この判決は間違っていると述べている れた後、 なくなっています。 較的穏やかで、自説を強調するような調査官は少 さらに、事件を担当した調査官は、 判例解説を執筆します。 しかし、今の調査官は比 昔の 判例解 判決が出さ 説を

必要不可欠です。在任中を振り返りまして、

調査

ば、そのような結論を採ることはできません。

逆

んが、先ほど申し上げたような大量の事件を

見を言うのかなど、批判がないわけではありませ 人の裁判官で処理するためには、調査官の存在は 最高裁調査官については、調査官がどこまで意 Ŧi. 的に正しくても、法律論として成り立たなけれ えます。その上で法律論の検討に入ります。 ことになります。 して成り立つかどうか、常識に合うかどうかを考 らゆる要素を考慮し、 に行っているのでしょうか。 、最高裁裁判官はどのように判断するか 具体的には、まず、原審の判決が事件の結論と 抽象的に言えば、記録に基づいて、関係するあ 最高裁の裁判官は具体的事件の判断をどのよう 全人格的に判断するという

四、最高裁判所における裁判の特

官には、 ています。 非常に丁寧に補佐をしてもらったと感じ

ります。

に、 ような法律論が見出せないときは、覆すことは困 常識的におかしいと思われても、 それを覆す

その意味では、結論の妥当性と法律論の妥当性

は、究極的には裁判官の持つ常識ということにな

ですが、このような裁判官の判断を基礎づけるの の両面を考えながら、具体的事件の判断を行うの

料17ページに、それに関する須藤正彦裁判官の補

足意見を掲げています。

い不公平感を免れない」「一般的な法感情の観点 ここではまず、本件を非課税とすると、「著し

えば、 ではない」と述べています。つまり、 非課税は成り立たないと言っているわけで 常識的

から結論だけをみる限りでは、

違和感も生じない

す。

法によって解決を図るのが筋であって、裁判所と やはり大きな困難を覚えざるを得ない」「法解釈 しては、立法の領域にまで踏み込むことはできな によっては不当な結論が不可避であるならば 立

い」と述べてい ・ます。

と思います。どこまでが法律解釈として裁判所が これが最高裁の裁判官の判断の一つの 形なのだ

(武富士創業者の贈与に係る事件)

贈与税の課税事案を取り上げます。ここでは、香 ため、武富士の創業者から長男への贈与に対する 最高裁裁判官の判断の難しさを御理解いただく

適用 裁判官の全員一致で適用なしと判断しました。 港に住所を移した受贈者に対して、日本の税法の では適用ありとされましたが、最高裁は、 があるかどうかが問題となりました。 四 高裁ま 人の 資

ず、この租税回避スキームを否認することには、

その上で、「個別否認規定がないにもかかわら

この点が非常に悩ましいところです。判断できるのか、どこからが立法の範囲なのか、

(個別意見

裁判の結論は、多数意見、つまり裁判体を構成する過半数の裁判官の意見で決まります。それにする過半数の裁判官は個別意見を書けるのは最高裁のす。我が国では、個別意見を書けるのは最高裁のると同時に義務でもあります。

です。三つ目は補足意見です。これは、結論も理れは、多数意見と結論は同じでも理由が違うもの由にも反対するものです。二つ目は意見です。こ的反対意見です。これは、多数意見の結論にも理が反対意見には三つの種類があります。その一つ

由も多数意見と同じだが、付加的に何かを言いた

いというものです。

重要ですが、個別意見をどの範囲でどこまで書く かもなかなか難しいところです。個別意見のう かもなかなか難しいところです。個別意見のう は、補足意見をどこまで書くかということです。 は、補足意見をどこまで書くかということです。 すが、補足意見をどこまで書くかということです。 は、補足意見をどこまで書くかということです。

書こうとしますとなかなか大変です。が一人で起案しなければなりませんので、実際にる直前に意見を書きました。個別意見は、裁判官が、最高裁に入ってすぐに反対意見を書き、辞めが、最高裁に入ってすぐに反対意見を書かなかった方です

なっているように思います。

公然陳列該当性を認め有罪とされました。

この事件に対する第三小法廷の多数意見は上告

(具体的な事件の紹介)

ここから、私が関与したいくつかの事件につい

てお記しします。

該当するかどうかが争われた事件で、原判決では 被告人の行為が、児童ポルノ法の「公然陳列」に が出ていたでは、児童ポルノ法の「公然陳列」に が出ていたでは、児童ポルノ法の「公然陳列」に が出ていたでは、平成二四年七月九日の第三小

論としては中立的なものであると言えます。最高裁としては扱わないというものですので、結裁の判断がよいと言っているわけではなく、単に棄却というものでした。なお、上告棄却とは、高

の基本原則である罪刑法定主義に反するもので到陳列と解してよいという原審の判決理由は、刑法しかし、私は、効果が実質的に同じだから公然

件に反対意見を書かないとは、最高裁の裁判官は最高裁に入ったばかりでしたので、このような事底是認できないと考え、反対意見を書きました。

もっとも、後で聞きますと、他の裁判官も、原ものです。

す。このように、多数意見と反対意見は、必ずし も考えていたということでした。大橋が頑張って いるので、任せておけばよいということだったよ うです。多数意見は反対意見があることを前提に しており、私としても多数意見があることを前提に して反対意見を述べることができたように思いま して反対意見を述べることができたように思いま

多数意見と反対意見の相互補完は、国会議員の

持っています。

も対立的なものではなく、相互に補完的な側面を

は、国会議員の定数配分が違憲かどうかを争うもは、国会議員の定数配分が違憲かどうかを争うもは、国会議員の定数配分が違憲かどうかを争うもは、国会議員の定数配分が違憲かどうかを争うもは、国会議員の定数配分が違憲があって、対立しているように見られずますが、必ずしもそうではありません。ある裁判見があるから、今の段階では多数意見も、少数意見があるから、今の段階では多数意見も、少数意見があるから、全体として何を言おうとしているのかをはなく、全体として何を言おうとしているのかを見ることが重要であるということです。私自身が見ることが重要であるということです。私自身が見ることが重要であるということです。私自身が見ることが重要であるということです。

任を排斥したのに対し、第三小法廷はいずれの責責任を排斥し、控訴審が妻の責任を認め長男の責められた事件で、第一審が長男の責任を認め妻の男性が列車に衝突し、JR東海から損害賠償を求

任も認めず、JR東海の請求を棄却しました。

長

定数

鈴訴訟

の判決にも見られるところです。これ

ます。しかし、どのような法律解釈でこうした結ませんでした。他の裁判官も同様であったと思い求棄却の結論自体については当初から迷いはあり男の妻が行った手厚い介護の状況を見ますと、請

裁判官が補足意見を書きました。論を導くかは非常に難しいところがあり、二人の

一性障害で戸籍上の性別を女性から男性に変更し三小法廷の決定に関するものです。これは、性同資料21ページは、平成二五年一二月一○日の第

争われた事案です。対し、民法の嫡出子推定の規定が及ぶかどうかが

た夫とその妻との間

に、

人工授精で誕生した子に

法廷の判決に関するものです。これは、認知症の資料20ページは、平成二八年三月一日の第三小

る上で一つの基準となりました。

いてでした。これが、その後、最高裁で仕事をす

しい事件でした。五人のうち二人の裁判官が反対 でした。これは現代的な、どう扱うかが非常 これに対する多数意見は推定が及ぶとするもの に難

は、法律上の父子関係と生物学上の父子関係をど 意見を述べましたが、多数意見と少数意見の違い

の程度一致させるべきかについて、基本的な考え

方の違いに由来するものと言うことができます。 として何らかの結論を出さなければならないよう 最近では、立法がなされていない中で、最高裁

仕事もこれまで以上に困難になってきているよう 難しい事件が増えており、最高裁の裁判官の

に思います。

(まとめ

案に対して、 の処理に追われており、 最高裁の裁 頭を悩ませながらも妥当な結論を出 判官は、 膨大な仕事を抱え、日々そ 加えて、 判断が難し い事

> すように努力しています。 な御理解をいただきたく、 この点について、 どうぞよろしくお願 十分

いたします。 (拍手)

がなければ伺えないようなお話をいただき、 増井理事長 大橋先生、 最高裁の裁判官の御 あ 経験

がとうございました。

若干お時間がございますので、

御質問などがご

ざいましたらお願いいたします。

質問者 話しいただき、大変興味深く拝聴いたしました。 お仕事ぶりや意思決定システムについて詳細にお 外からは窺い知れない最高裁判所の中の

門外漢ですので、やや的外れな質問になるかもし れませんが、三つほどお伺いいたします。

キャリア裁判官出身の方は、法的安定性ないし判 護士出身の最高裁裁判官は革新的である一方、 つ目として、かつて学生の頃、 教授から、弁

裁判官の方々は、実際にそのようなことを意識し力をされているような印象があります。最高裁の力をされているような印象があります。最高裁の力をされているような印象がありまして、最高

て裁判に臨んでおられるのでしょうか。

 \langle が た。 が生じかねないという非常に悩ましい 事例は、一生懸命介護すればするほど、 決には大変感銘を受けました。この判決なども手 かりに、 それに関連して、先ほど触れられたJR東海 ついて教えてい J 裁判官の方々は、 最高裁 Ř 国民感覚に合った判決で、私自身この判 東 裁判官の方々の努力ぶりといったもの の判決は、 海の請求を棄却するというものでし ただければと思います。 非常に悩まれたように思い 妻にも息子にも責任はな ものでし 監督責任 0

> うな最高裁の体質についてはどのようにお考えに があれたものであることがわかりました。このような最高裁の体質において、櫻井龍子、最高裁自体が るのにと思って調べてみましたら、最高裁自体が るのにと思って調べてみましたら、最高裁自体が るのにと思って調べてみましたら、最高裁自体が るのにと思ってあることがわかりました。このよ がられたものであることがわかりました。 夫婦別 は保守的なところがあるように思います。夫婦別

上げた人、よい製品を開発した人が昇進して最後ステムについてです。民間会社であれば、利益を

三つ目は、キャリア裁判官のプロモーションシ

に社長になります。行政官であれば、い

ろい

ろな

なシステムによって評価されて昇進することになます。裁判所の場合、どのような方が、どのよう政策を打ち立て、立法化を実現した人が評価され

二つ目として、そうは申しましても、

最高裁に

るのでしょうか。司法行政に長く携わり、その分

なりますでしょうか

しょうか。微妙なところがあると思いますが、教て法律感覚を磨いていくことが評価されるのでなるのでしょうか。それとも、現場で事件を扱っ野で能力のあった方が評価されて昇進することに

大橋 最後の御質問からお答えしますと、弁護士えていただければと思います。

第5巻 違っていないだろうと感じています。

出身者の目で裁判所の人事を見て、基本的には間

法行政と現場の関係は、裁判所にとって非常に難いるように見えることがあるかもしれません。司総局派に分けられ、事務総局派の方が優遇されて御指摘のとおり、裁判官は大きく現場派と事務

うな人は、基本的には行政などやりたくない人ば判官しかありません。しかし、裁判官になったよはどうしても必要です。そして、その担い手は裁しいところです。

は非常に重要であるにもかかわらず、裁判所には嘆いている人がいました。このように、司法行政鳴られるために裁判官になったわけではない」とかりです。私の教え子の中にも、「国会議員に怒

緒に仕事をする機会もたくさんあります。互いに裁判官の社会はそれほど広いわけではなく、一

よく知り合っているわけです。事務総局派が裁判

これを担える人が多くありません。

事ができる人が司法行政に固まってしまうという行政をやらなければならない中で、結果的に、仕ようなことはありません。誰かがどうしても司法官として能力が劣るかと言いますと、決してその

が昇進することはないように思います。そういうとはあるかもしれませんが、昇進すべきでない人が、私の感覚では、昇進すべき人が昇進しないこ人事の内幕は窺い知れないところがあります

面があるように思います。

いると言えるのではないでしょうか。意味で、裁判所の人事はある程度うまく行われて

最初の御質問の裁判官の出身による違いです したが、今は必ずしもそうではないだろうと思い ます。その背景として、一つは、裁判官が外部へ の発信を意識するようになっていることがあるように思います。もう一つ、昔は、弁護士出身者が 最高裁の中でお客さんのように見られているとこ おってきました。そのような中で、裁判官が外部へ なってきました。そのような中で、裁判官が、出身者が なってきました。そのような中で、裁判官が、出 なってきました。そのような中で、裁判官が、出 なってきました。そのような中で、裁判官が、出 なってきました。そのような中で、裁判官が、出 とこ

ます。戏判所らり、げつよんなっています。りませんが、今は、旧姓のまま裁判官をされていに入られた宮崎裕子裁判官の戸籍名は宮崎ではあ

いと思うことに二つほど触れさせていただきま最高裁の体質に関連して、評価していただきたます。裁判所も少しずつよくなっています。

最高裁は、ハンセン病患者の裁判を療養所などに一つ目は、ハンセン病法廷に関するものです。

す。

いた」と言って謝罪しました。一般に組織の過ちは、寺田逸郎長官(当時)が「裁判所は間違ってるのは、通常は事務総長です。しかし、このときるのは、連常は事務総長です。しかし、このときした。このような場合、最高裁を代表して謝罪しまし、患者の人権と尊厳を傷つけたとして謝罪しま

高裁も、従来のやり方を変えて、トップが前面にがあれば、組織の長が謝るのが当たり前です。最

後、最高裁では実務を変えました。新しく最高裁二つ目の御質問の夫婦別姓については、その

ます。

設置した非公開の特別法廷で行ってきたことにつ

いて、平成二八年四月二五日に調査報告書を公表

出て謝罪したものです。

二つ目は、

夏休み子ども見学会です。子どもた

わけです。 をしているのか」など、さまざまな質問を受ける たら裁判官になれるのか」「裁判官は家でも仕事 ちから、「どうして裁判官になったのか」「どうし 判官が直接かかわるようになりました。子どもた 応していました。しかし、数年前から、 行事に最高裁裁判官は関与せず、事務方だけで対 所を見学します。私が入った当時は、このような ちが裁判所に来て、職員の説明を受けながら裁判 最高裁裁

> と思いますが、 になりました。大橋先生、ありがとうございまし で、今日はこの辺りで終わらせていただきます。 今日は、興味深いお話をお伺いでき、大変勉強 時間もオーバーしておりますの

(拍手)

(おおはし まさはる・東啓綜合法律事務所弁護士)

の要旨を整理したものであり、 本稿は、平成三〇年五月十日に開催した講演会での 文責は当研究所にある。

が、 要があるという認識が持たれるようになってきて と思っています。 いると思います。 そのような意味で、 裁判所を大きく変えた一つの理由ではないか まだまだお伺いしたいことはあるか 裁判員裁判制度ができたこと 裁判所も、 開かれてい , く必

増井理事長

司法制度について 最高裁判所を中心に

大 橋 正 春 氏

略 歴

2017年 日本国土開発株式会社取締役(監査等委員)就任

日本証券業協会規律委員会委員長・外務員等規律委員会委員長就任

東啓綜合法律事務所復帰

最高裁判所裁判官を退官

2012年 最高裁判所裁判官に任命

1983年 阿比留·大橋法律事務所(現:東啓綜合法律事務所)開設

1976年 ハーバード・ロースクール修了 (LL.M)

1972年 弁護士登録 (第一東京弁護士会) (24期)

東京大学法学部私法コース卒業

1970年 東京大学法学部公法コース卒業

1968年 司法試験合格

1969年